

# 入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月13日

名取市長 山田 司郎

## 1 制限付き一般競争入札に付す工事

- (1) 工事番号 第 72 号
- (2) 工事名 名取駅東口歩道橋整備工事
- (3) 工事場所 名取市増田四丁目 地内
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成30年3月30日まで
- (5) 入札担当課 名取市総務部財政課
- (6) 工事担当課 名取市震災復興部増田復興再開発推進室
- (7) 工事概要 立体横断歩道橋の下部工、上部床板製作工及び支障物撤去処分等  
上部工  
形式 3径間連続鋼床版鉄桁橋、  
橋梁上部桁製作の一部 第1径間～第2径間 L=約50m  
全幅員 4.800m、有効幅員 4.00m  
基礎工  
場所打杭φ2000 4カ所
- (8) 契約条件 ① 名取市契約規則による  
② 契約保証金 契約金額の10%の額 (調査基準価格以下での契約の場合30%の額)  
③ 前払金 有(40%以内)  
④ 支払方法 出来高部分払 無(一回) 完成払
- (9) 入札方法 制限付き一般競争入札 事後審査型

## 2 施工の方式

名取市建設工事共同企業体運用基準に基づく審査により特定建設工事共同企業体の資格があると認められた者(以下「共同企業体」という。)又は単体企業での施工とする。

ただし、共同企業体又は単体企業のいずれかでの参加しか認めない。

## 3 入札参加資格(共同企業体における全ての構成員及び単体企業 共通事項)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 名取市競争入札参加資格者で、次の事項に全て該当すること。
  - ① 当該対象工事に対応する工事種類について、平成29・30年度名取市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
  - ② 名取市登録業者に対する指名停止基準第3条第1項の規定による指名停止の期間中でない者であること。
  - ③ 当該対象工事に建設業法(昭和24年法律第100号)第26条による監理技術者等必要かつ適正な人員を配置することができる者であること。
  - ④ 建設業法第3条第2項に規定する土木一式工事の特定建設業者で、宮城県内に同条第1項に規定する営業所を有する者であること。
  - ⑤ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果の土木一式工事の総合評定値(P)が市内業者(営業所を有する者)750点以上、市外業者950点以上の者であること。

- (3) 名取市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成20年10月29日名取市告示第121号)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- ① 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - ② 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
  - ③ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ④ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ⑤ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

#### 4 入札参加申請・入札参加資格の確認等

入札参加申請者は、次の書類を各1部持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

###### 【単体企業の場合】

入札参加希望者は、制限付き一般競争入札参加申請書(正副2部、内1部は受付印押印後返却)を持参により提出しなければならない。なお、事後審査型の場合、11の(3)に示す確認書類等の申請時の同事提出は不要とする。

###### 【共同企業体の場合】

入札参加を希望する共同企業体は、以下の書類を持参により提出しなければならない。

- ① 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)
- ② 特定建設工事共同企業体協定書写し(全文)(様式第7号参照)
- ③ 委任状(様式第8号)

なお、事後審査型の場合、11の(3)に示す確認書類等の申請時の同時提出は不要とする。

##### (2) 提出先 名取市総務部財政課契約係

##### (3) 提出期間 平成29年12月13日(水)から平成29年12月27日(水)まで

※ ただし、名取市の休日をも定める条例(平成元年名取市条例第16号)第1条に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。(以下、5(1)、6(1)、6(3)において同様とする。)

##### (4) 共同企業体の入札参加資格の審査結果の通知

- ① 入札参加資格の審査は、名取市競争入札実施要綱第7条及び名取市建設工事共同企業体運用基準第6条の規定により審査する。
- ② 入札参加資格の審査結果については、平成30年1月4日(木)までに入札参加資格確認通知書により通知する。また、入札参加資格を有すると認められなかった者には理由を付す。
- ③ 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

## 5 設計図書の閲覧及び貸出

- (1) 閲覧期間 平成29年12月13日（水）から平成30年1月10日（水）まで
- (2) 閲覧場所 名取市役所 4階閲覧室(財政課前エレベーター脇)
- (3) 貸 出 設計図書等の貸出は、半日を限度とする。

## 6 設計図書に関する質問等

- (1) 受付期間 平成29年12月13日（水）から平成29年12月28日（木）午前11時まで  
\* 質問は指定の用紙(様式第9号)で社印を押印し、名取市役所4階財政課まで持参のこと。社印のない場合は無効とする。なお、質問が無い場合は、連絡不要。
- (2) 受付場所 総務部財政課契約係
- (3) 質問回答 平成30年1月5日（金）午後1時から平成30年1月10日（水）まで  
閲覧室(財政課前エレベーター脇)において閲覧に供する。  
\* 入札参加者は、全ての質問内容を把握し、その内容が入札条件に含まれるものとする。

## 7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 平成30年1月11日（木） 午前 11時10分
- (2) 場 所 名取市役所 5階第一会議室  
\* 単体企業は受付印の押印された制限付き一般競争入札参加申請書、共同企業体は「入札参加確認通知書」を持参すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 初度の入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を行うものとし、入札回数は、初度の入札及び再度の入札を合わせ2回を限度とする。
- (5) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (6) 入札保証金は、免除する。
- (7) 入札参加者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に規定する入札金額の内訳を記載した書類を持参し、最初の入札時に、入札執行者の指示により提出することとし、書類の提出のない入札は無効とする。また、書類に不備のある場合は原則無効とする。

## 8 低入札価格調査要綱の適用

本公告の工事については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断する必要がある場合は、名取市低入札価格調査制度実施要綱(平成14年名取市告示第34号)を適用するものとする。

## 9 入札の取り止め

本公告に示した入札参加申請者の確認等で審査した結果、入札参加資格を有する者の数が2に満たない場合、または、十分な競争性を確保し得ないと判断する場合には、当該制限付き一般競争入札を取り止めることがある。

## 10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格を有していると認められた場合には、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 前記8の適用を受ける場合は、名取市低入札価格調査制度実施要綱の規定による調査に基づき落札候補者とし、前記(1)の手続きを行うものとする。
- (3) 確認書類の提出  
落札候補者は、以下に示す確認書類を入札日の翌日(当該日が市の休日の場合は、その翌日)までに、総務部財政課まで持参することとし、提出期限内に確認書類が提出されないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
  - ① 一般競争入札参加資格確認申請書
  - ② 配置予定の技術者に関する調書  
\* 添付書類:主任(監理)技術者及び営業所専任技術者(単体企業のみ)の、合格証明書・監理技術者資格者証(表裏両面)・監理技術者講習修了証・健康保険証の各写し
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し(直近のもの)
  - ④ 建設業の許可書の写し又は許可証明書
- (4) 入札参加資格の審査及び落札者の決定
  - ① 入札参加資格の審査は、名取市競争入札実施要綱第7条の規定により審査する。
  - ② 入札参加資格の審査結果については、開札日の翌日より4日以内にFAXにて通知する。
  - ③ 入札参加資格を有すると認められなかった者は、その理由について審査結果通知後2日以内に書面で問い合わせをすることができる。
- (5) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合には、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (6) 入札参加資格の審査が終了し、入札結果が確定した場合は、その結果を名取市役所財政課及び市のホームページにて公表する。

## 12 その他

- (1) 入札参加者は、名取市建設工事競争入札参加心得(平成21年名取市告示第11号)を遵守すること。
- (2) 閲覧に供する設計図書には、積算時に文字等の記入はしないこと。

## 13 連絡先

※ 不明な点については、名取市総務部財政課契約係に照会のこと。  
(名取市総務部財政課契約係 電話:022-384-2111内線435・431)